

# 山梨県公報

第千八百十七号

平成十九年

十二月十七日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

保安林の指定施業要件の変更予定	八四九
土地改良事業の施行同意	八四九
県営土地改良事業計画の変更	八四九
道路の供用開始	八五〇
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請	八五〇
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の廃止	八五〇
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(一四件)	八五三
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)	八五七
公安委員会	
技能検定員等審査の実施	八五八

## 告 示

### 山梨県告示第四百三十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成十九年十二月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
富士吉田市(次の図に示す部分に限る。)
- (二) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (三) 変更後の指定施業要件

### 1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

### (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

富士吉田市(次の図に示す部分に限る。)

- (二) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (三) 変更後の指定施業要件

### 1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第四百三十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十九年十二月十日に土地改良事業(八田地区基盤整備促進事業)の施行について同意した。

平成十九年十二月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県告示第四百三十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(敷島地区県営中山間地域総

合整備事業）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十九年十二月十七日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十九年十二月十八日から平成二十年一月二十二日まで

三 縦覧場所

甲斐市役所

四 異議申立期間

平成二十年一月二十三日から平成二十年二月六日まで

山梨県告示第四百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十年一月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月十七日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	小和田猿橋線	大月市七保町下和田字はしば三 五七番の一地先から 大月市七保町下和田字梁場五八 〇番の五地先まで	三七九・〇	平成十九年 十二月二十 日

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十二月十七日

山梨県知事 横内正明

一 申請のあった年月日 平成十九年十二月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人南風会

2 代表者の氏名 駒井康

3 主たる事務所の所在地 南巨摩郡増穂町長沢四百五十番一

4 定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者（以下、「障害者等」という。）に対して、その自立や地域移行の支援に関する事業を行い、もって障害者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十九年十二月四日から平成二十年二月三日まで

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条、第八十二条及び第一百五十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者等から指定居宅サービス事業者等の廃止の届出があった。

平成十九年十二月十七日

山梨県知事 横内正明

名称	所在地	介護保険事業番号	サービスの種類	廃止年月日
救済堂フアー マシイ	甲州市塩山上 於曾一七一九 番地三	一九四三二二〇 〇四六	介護予防居宅療 養管理指導（み なし）	平成十九年十月 二日
救済堂フアー マシイ	甲州市塩山上 於曾一七一九 番地三	一九四三二二〇 〇四六	居宅療養管理指 導（みなし）	平成十九年十月 二日

玉穂訪問看護ステーション	中央市成島二四三九番地二	一九六三三九〇〇一七	居宅介護支援	平成十九年十月十五日
昭和訪問看護ステーション	中巨摩郡昭和町清水新居一三一四番地	一九六〇八九〇〇一八	居宅介護支援	平成十九年十月十五日
田富訪問看護ステーション	中央市白井阿原九〇〇番地	一九六三三九〇〇〇九	居宅介護支援	平成十九年十月十五日
優訪問看護ステーション	甲府市富竹二丁目六番一号	一九六〇一九〇〇九六	訪問看護	平成十九年十月十五日
有限会社山梨スイートケア	甲府市富竹二丁目六番一号	一九七〇一〇〇〇六九	訪問介護	平成十九年十月十五日
小菅村指定介護予防訪問介護事業所	北都留郡小菅村六〇二七番地	一九七二五〇〇〇九三	介護予防訪問介護	平成十九年十月二十六日
小菅村指定訪問介護事業所	北都留郡小菅村六〇二七番地	一九七二五〇〇〇九三	訪問介護	平成十九年十月二十六日
クリスタル介護センター甲府	甲府市千塚二丁目五番一七号	一九七〇一〇一六六一	介護予防訪問介護	平成十九年十月三十一日
クリスタル介護センター甲府	甲府市千塚二丁目五番一七号	一九七〇一〇一六六一	訪問介護	平成十九年十月三十一日
デイサービスセンターさくら荘	甲府市大手二丁目四番四号	一九七〇一〇一四三〇	介護予防通所介護	平成十九年十月三十一日

デイサービスセンターさくら荘	甲府市大手二丁目四番四号	一九七〇一〇一四三〇	通所介護	平成十九年十月三十一日
医療法人つばさシライ矯正歯科クリニックス	大月市大月一丁目一三番三〇号	一九三二四二〇三八三	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	平成十九年十月三十一日
医療法人つばさシライ矯正歯科クリニックス	大月市大月一丁目一三番三〇号	一九三二四二〇三八三	介護予防訪問リハビリテーション(みなし)	平成十九年十月三十一日
医療法人つばさシライ矯正歯科クリニックス	大月市大月一丁目一三番三〇号	一九三二四二〇三八三	介護予防訪問看護(みなし)	平成十九年十月三十一日
医療法人つばさシライ矯正歯科クリニックス	大月市大月一丁目一三番三〇号	一九三二四二〇三八三	居宅療養管理指導(みなし)	平成十九年十月三十一日
医療法人つばさシライ矯正歯科クリニックス	大月市大月一丁目一三番三〇号	一九三二四二〇三八三	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十九年十月三十一日
医療法人つばさシライ矯正歯科クリニックス	大月市大月一丁目一三番三〇号	一九三二四二〇三八三	訪問看護(みなし)	平成十九年十月三十一日
永島歯科医院	富士吉田市下吉田六二七番地九	一九三二二〇〇一七二	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	平成十九年十月三十一日

永島歯科医院	富士吉田市下 吉田六二七番 地九	一九三二二〇〇 一七二	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十九年十月 三十一日
株式会社コム スン甲府北ケ アセンター	甲府市池田一 丁目三番二三 号	一九七〇一〇一 三六四	介護予防訪問介 護	平成十九年十月 三十一日
株式会社コム スン甲府北ケ アセンター	甲府市池田一 丁目三番二三 号	一九七〇一〇一 三六四	訪問介護	平成十九年十月 三十一日
株式会社コム スン松山ケア センター	富士吉田市松 山五丁目一番 一六号舟久保 オフィスビル 一階A号室	一九七二二〇〇 二二四	介護予防訪問介 護	平成十九年十月 三十一日
株式会社コム スン松山ケア センター	富士吉田市松 山五丁目一番 一六号舟久保 オフィスビル 一階A号室	一九七二二〇〇 二二四	居宅介護支援	平成十九年十月 三十一日
株式会社コム スン松山ケア センター	富士吉田市松 山五丁目一番 一六号舟久保 オフィスビル 一階A号室	一九七二二〇〇 二二四	訪問介護	平成十九年十月 三十一日
株式会社コム スン大月ケア センター	大月市大月町 花咲三九〇番 地大月フラワ ーハイツ一C	一九七二四〇〇 二二一	介護予防訪問介 護	平成十九年十月 三十一日
株式会社コム スン大月ケア センター	大月市大月町 花咲三九〇番 地大月フラワ ーハイツ一C	一九七二四〇〇 二二一	居宅介護支援	平成十九年十月 三十一日

株式会社コム スン加納岩ケ アセンター	山梨市上神内 川一七七一番 地一階	一九七〇二〇〇 〇五九	訪問介護	平成十九年十月 三十一日
株式会社コム スン加納岩ケ アセンター	山梨市上神内 川一七七一番 地一階	一九七〇二〇〇 〇五九	介護予防訪問介 護	平成十九年十月 三十一日
株式会社コム スン富士河口 湖ケアセンタ ー	南都留郡富士 河口湖町船津 二〇九一番地 二	一九七二三〇〇 三三八	訪問介護	平成十九年十月 三十一日
株式会社コム スン富士河口 湖ケアセンタ ー	南都留郡富士 河口湖町船津 二〇九一番地 二	一九七二三〇〇 三三八	介護予防訪問介 護	平成十九年十月 三十一日
株式会社コム スン笛吹ケア センター	笛吹市石和町 松本八三〇番 地一カリエー ラ七五三一 〇一号	一九七二八〇〇 二二二	訪問介護	平成十九年十月 三十一日
株式会社コム スン笛吹ケア センター	笛吹市石和町 松本八三〇番 地一カリエー ラ七五三一 〇一号	一九七二八〇〇 二二二	介護予防訪問介 護	平成十九年十月 三十一日
株式会社コム スン大月ケア センター	大月市大月町 花咲三九〇番 地大月フラワ ーハイツ一C	一九七二四〇〇 二二一	訪問介護	平成十九年十月 三十一日

アセセンター	地一丁一ビル 一階			
株式会社コム スン甲府南ケ アセセンター	甲府市大里町 三一一一番地 一森下ビル一 〇一	一九七〇一〇〇 六六三	介護予防訪問介 護	平成十九年十月 三十一日
株式会社コム スン甲府南ケ アセセンター	甲府市大里町 三一一一番地 一森下ビル一 〇一	一九七〇一〇〇 六六三	居宅介護支援	平成十九年十月 三十一日
株式会社コム スン甲府南ケ アセセンター	甲府市大里町 三一一一番地 一森下ビル一 〇一	一九七〇一〇〇 六六三	訪問介護	平成十九年十月 三十一日
株式会社コム スン富士河口 湖福祉用具セ ンター	南都留郡富士 河口湖町船津 二〇九一番地 二	一九七一一三〇〇 三六一	介護予防福祉用 具貸与	平成十九年十月 三十一日
株式会社コム スン富士河口 湖福祉用具セ ンター	南都留郡富士 河口湖町船津 二〇九一番地 二	一九七一一三〇〇 三六一	特定介護予防福 祉用具販売	平成十九年十月 三十一日
株式会社コム スン富士河口 湖福祉用具セ ンター	南都留郡富士 河口湖町船津 二〇九一番地 二	一九七一一三〇〇 三六一	特定福祉用具販 売	平成十九年十月 三十一日
株式会社コム スン富士河口 湖福祉用具セ ンター	南都留郡富士 河口湖町船津 二〇九一番地 二	一九七一一三〇〇 三六一	福祉用具貸与	平成十九年十月 三十一日

株式会社サン カイゴ玉穂店	中央市若宮一 三番地一八	一九四〇八一〇 三九一	居宅介護支援	平成十九年十月 三十一日
株式会社サン カイゴシルバ ー店	甲府市富士見 一丁目三番三 一店 二一〇	一九七〇一〇〇 二七五	福祉用具貸与	平成十九年十月 三十一日
石川歯科医院	甲斐市中下条 一六一七番地	一九三二七〇〇 〇二三	介護予防居宅療 養管理指導(み なし)	平成十九年十月 三十一日
石川歯科医院	甲斐市中下条 一六一七番地	一九三二七〇〇 〇二三	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十九年十月 三十一日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律  
第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成十九年十二月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年十一月五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社サエグサ工業
  - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市八代町南九百七十番地一
  - 3 破産管財人の氏名 中島大督
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一六)第七一〇三号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工  
事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年十月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止  
した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律  
第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年十二月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年十一月五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
1 商号 株式会社クリンベスト
- 2 主たる営業所の所在地 中央市東花輪二千八百八十五番地三
- 3 代表者の氏名 市川千壽
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一五)第八七二六号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年十月三十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成十九年十二月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年十一月五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
1 商号 株式会社アルプス
- 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町西条二千七百九十九番地
- 3 代表者の氏名 三沢聡
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一六)第三八五三三号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年十月三十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成十九年十二月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年十一月十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
1 商号 穴水興業
- 2 主たる営業所の所在地 甲府市朝氣二丁目一番十一号
- 3 代表者の氏名 穴水美浩
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第八五四二号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年十月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成十九年十二月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年十一月十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
1 商号 大信建設株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 都留市小野四十番地二
- 3 代表者の氏名 小林英昭
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般・特 一四)第九〇三三号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年十一月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年十二月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年十一月十二日
  - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
1 商号 株式会社内外
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市中央五丁目二番二十六号
  - 3 代表者の氏名 市川正仁
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一四）第二四七〇号
- 四 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年十一月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年十二月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年十一月十二日
  - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
1 商号 有限会社山中建材土木
  - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町下部八十三番地
  - 3 代表者の氏名 山中重昭
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第五〇三九号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年十一月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年十二月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年十一月十二日
  - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
1 商号 有限会社ソウマ
  - 2 主たる営業所の所在地 大月市七保町葛野九百二十六番地
  - 3 代表者の氏名 相馬逸夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第七〇四七号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年十一月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年十二月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年十一月十二日
  - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
1 商号 ヒドロスプリンクラー株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 山梨市牧丘町千野々宮五百二十八番地
  - 3 代表者の氏名 渡邊吉男
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第八九六六号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年十一月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年十二月十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成十九年十一月十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社フタバ
  - 2 主たる営業所の所在地 北杜市武川町三吹千六百五十二番地
  - 3 破産管財人の氏名 松本成輔
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一六）第四四号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可並びに建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業及び塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年十一月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年十二月十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成十九年十一月十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 有限会社総合建設タスク
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市下飯田四丁目十番二十五号
  - 3 清算人の氏名 望月佐門
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一五）第七六〇〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、板金工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十九年十一月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年十二月十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成十九年十一月二十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 有限会社藤田工業所
  - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市竜王千二百二十一番地
  - 3 代表者の氏名 藤田秀人
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第五二三五号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年十一月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年十二月十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成十九年十一月二十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 日本土木株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市下飯田三丁目六番二号
  - 3 破産管財人の氏名 田中悟史
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一五）第一五〇四号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工

事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し  
 五 処分の原因となつた事実 平成十九年十一月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年十二月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年十一月二十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 松井組工友株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町瀬戸百五十四番地
  - 3 代表者の氏名 松井俊臣
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一八）第一三九五号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成十九年十一月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十九年十二月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
  - 山梨市龍岡町下條南割字西原四九五の一、四九五の三、五〇〇の二、五〇一の二、五〇一の三、五〇一の四、五〇一の五、五〇一の九、五〇一の二二、五〇六、五〇七の一、五〇八、五〇九、五一〇の三、五一一の五、道及び水の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類

位置及び区域

水路、道	次の図のとおり
------	---------

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所峡北支所及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
  - 東京都東大和市立野三丁目五百八十一番地 株式会社トライヤーン 取締役社長 田井義昭

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十九年十二月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
  - 笛吹市石和町松本字清水八六四の七、八六六の一、八六六の三、八六七の一、八六七の二、八六七の三、八六七の四、八六八の一、八六八の二、八六九の一、八七〇の一、八七一の一、八七二の一、八七二の二、八七二の四、八七三の一、八七三の三、八七四の一、八七四の三、八七五の一、八七五の三、八七六の一、八七六の二、八七七の一及び八七九の一の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
  - 山梨県甲府市丸の内二丁目二十一番一号 株式会社クア・アンド・ホテル 代表取締役 三森中

# 公安委員会

## ● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下、「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

平成十九年十二月十七日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

### 一 審査の種類

#### 1 技能検定員審査

大型自動車運転免許（以下「大型自動車免許」という。）、中型自動車運転免許（以下「中型自動車免許」という。）、普通自動車運転免許（以下「普通自動車免許」という。）、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許（以下「特定第一種運転免許」という。）並びに大型自動車第二種運転免許、中型自動車第二種運転免許及び普通自動車第一種運転免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）に係る各技能検定員審査

#### 2 教習指導員審査

大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許及び大型自動車第二種免許等に係る各教習指導員審査

### 二 審査日時及び場所

#### 1 審査日時

平成二十年一月二十一日（月）、一月二十三日（水）及び一月二十五日（金）の午前九時から午後四時まで

#### 2 審査場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター

### 三 受付期間及び場所

#### 1 期間

平成十九年十二月二十五日（火）から平成二十年一月七日（月）まで

### 2 場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

### 四 審査内容

#### 1 技能検定員審査

技能検定に関する技能及び知識

#### 2 教習指導員審査

教習に関する技能及び知識

### 五 審査手数料

#### 1 技能検定員審査

(一) 大型自動車免許及び中型自動車免許 二万四千七百円  
(二) 普通自動車免許 二万五百円

(三) 特定第一種運転免許 一万四千円

(四) 大型自動車第二種免許等 二万二千四百五十円

(五) 教習指導員審査

(一) 大型自動車免許及び中型自動車免許 一万五千六百五十円  
(二) 普通自動車免許 一万二千五百円  
(三) 特定第一種運転免許 九千五百円  
(四) 大型自動車第二種免許等 一万三千三百円

### 六 その他

なお、山梨県収入証紙により納付すること。

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五（二八五）〇五三三内線五九二）に問い合わせること。

2 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五（二八五）〇五三三内線五九二）に問い合わせること。

3 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五（二八五）〇五三三内線五九二）に問い合わせること。

4 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五（二八五）〇五三三内線五九二）に問い合わせること。

5 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五（二八五）〇五三三内線五九二）に問い合わせること。

6 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五（二八五）〇五三三内線五九二）に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し申請すること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番